

# 平成27年度第1回光市総合教育会議 会議録

## 1 開催日時

平成27年6月3日（水）午前10時00分～午前11時35分

## 2 開催場所

光市教育委員会1階ホール

## 3 出席者

### (1) 構成員

光市長 市川 熙

光市教育委員会 教育委員長 永岡 榮之

〃 教育委員 河村 博明

〃 教育委員 寺崎 益朗

〃 教育委員 中西 かおり

〃 教育長 能美 龍文

### (2) 関係者

ア 総務部総務課

中村総務部長、太田総務課長、清水総務課総務法令係長

イ 市民部地域づくり推進課

縄田地域づくり推進課長

ウ 福祉保健部子ども家庭課

杉岡子ども家庭課長

エ 教育委員会事務局

武居教育部長、蔵下教育総務課長、石丸学校教育課長、弘実学校教育課主幹、森田文化・社会教育課長兼人権教育課長、村崎体育課長、末岡図書館長、呉橋学校給食センター所長、影土井教育総務課経理係長、村上教育開発研究所主任研究員、永光教育企画担当（学校教育課）

## 4 次第

開 会

(1) 市長あいさつ

(2) 構成員紹介

### (3) 議 事

- ア 教育委員会制度改革の概要について
- イ 光市総合教育会議の設置及び運営について
- ウ 協議・調整事項
  - (ア) 本市の教育の現状について
  - (イ) 教育の振興に関する大綱の策定について
  - (ウ) その他

閉 会

## 5 議事録（要旨）

開 会

### (1) 市長あいさつ

政府においては、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、平成26年末に「長期ビジョン」と「総合戦略」を取りまとめたところである。市町村においても「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を求められているなか、私は、教育を「地方創生」の柱に考えている。

また、先日開催された『光市「雇用の日」メッセージフェア』において、参加した中学生の皆さんに「皆さんが働く場所は、日本だけでなく世界、宇宙にまで広がっている。そうしたなかで、自らの夢や希望を叶えてほしい。しかしながら、もし皆さんの夢や希望が光市において叶えられるものであれば、是非、光市に帰って叶えてほしい。」とあいさつをした。その意図は、光市で教育を受けた子ども達が、夢や希望に向かう過程において、考える力や夢を実現する力を備えてもらいたいと考えているからである。これは、「地方創生」にも通じるものであり、かつての長岡藩の故事「米百俵」における小林虎三郎の言葉で「米百俵を教育に充てれば、後年の一万俵、百万俵になるかは、はかり知れない。」とあるように、教育を「地方創生」のひとつの柱とすることは非常に重要であると考えている。

加えて、教育行政の遂行には、時間を要することを踏まえ、本会議においては、皆さんと活発な意見交換を行い、将来に向けた教育について共に考えていきたい。明日の光市、日本の子どもたちのために、是非ともご協力頂けるようお願いしたい。

### (2) 構成員紹介

- ア 光市長 市川 熙
- イ 光市教育委員会 教育委員長 永岡 榮之
- ウ 光市教育委員会 教育委員 河村 博明
- エ 光市教育委員会 教育委員 寺崎 益朗

オ 光市教育委員会 教育委員 中西 かおり  
カ 光市教育委員会 教育長 能美 龍文

### (3) 議 事

#### ア 教育委員会制度改革の概要について

教育委員会制度改革の概要について、教育委員会事務局 教育総務課より、制度改革の概要、改正点、改正後のあるべき姿等の要旨について説明。

##### 【質疑・意見等】

###### (構成員)

教育委員長と教育長の一本化について、県内他市等においては、既に一本化されたところもあると聞いているが、本市の状況について確認したい。

###### (教育委員会事務局)

県内においては、山口県をはじめ 2 市において、新制度下における新教育長が任命されている。本市においては、引き続き、教育の継続性、安定性を確保するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）」における附則の経過措置を適用し、教育長の任期が満了するまで、従前どおり教育委員長と教育長が在職することとなる。

###### (構成員)

教育長の任期が満了するまでは、従前どおりこれまでの制度が継続し、体制として今までと何ら変わらないということか。

###### (教育委員会事務局)

そのとおりである。

###### (構成員)

この度の制度改革は非常によい内容だと思う。本日の会議である光市総合教育会議については、現況と将来的に新教育長が設置された前後において、位置付け等意味合いは変わってくるか。

###### (教育委員会事務局)

総合教育会議の設置については、地教行法の一部改正及び光市総合教育会議設置要綱に基づき設置され、平成 27 年 4 月 1 日より施行されていることから、本会議の位置付けや意義については何ら変わるものではない。

###### (構成員)

地教行法の附則における経過措置の適用についてはどのようになっているか。

**(教育委員会事務局)**

経過措置を適用するかどうかの選択は、各市に委ねられている。例えば、これまでの教育長が辞職をされた後、新たに新教育長として市長により議会の同意を得て任命され、新制度へと移行した市もあると聞いている。経過措置を適用するか、また新制度へと移行するかは、各市の考え方、選択に委ねられているところである。

**(構成員)**

光市は、経過措置を適用することを選択したということか。

**(教育委員会事務局)**

従前からの教育の継続性、安定性を確保するため、本市においては経過措置を選択したということである。

**(構成員)**

制度が変わっても、これまでと同様、本市が進める教育を遂行していくことに何ら変わることはないが、新制度においては新教育長への権能が高まることから、そのためのチェック機能はより強化されたものと考えている。

**(構成員)**

現在の教育委員会会議と今回の総合教育会議という 2 つの会議があるが、それぞれの具体的な位置づけと会議の透明性についてはどのように明記されているか。

**(教育委員会事務局)**

教育委員会会議については、教育委員長が会議の主宰者であり、教育委員会の権限に属する事務の執行について議決等を行う会議である。一方、総合教育会議は市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置づけであり、相互に連携を図りながら教育行政を推進していく目的により設置されている。

会議の透明性について、会議は原則公開で開催することや、議事録等を作成し、広く市民に公開することとなっている。

**イ 光市総合教育会議の設置及び運営について**

光市総合教育会議の設置及び運営について、教育委員会事務局 教育総務課より、その要旨について説明。

**【質疑・意見等】**

**(構成員)**

光市総合教育会議設置要綱第 4 条第 2 項について、具体的には教育委員会として協議の必要があると思料する場合には、教育委員会が会議の招集を市長に求めることができるものと理解してよいか。

**(教育委員会事務局)**

本会議の構成員は、市長及び教育委員会となっていることから、言われるとおり、教育委員会の名において、市長に会議の招集を求めることができる。

**ウ 協議・調整事項**

**(ア) 本市の教育の現状について**

本市の教育の現状について、構成員である教育長より説明。

**【質疑・意見等】**

**(構成員)**

自己肯定感の高い子どもたちが多いことに改めて気づかされた。

**(構成員)**

学力・学習状況調査では、子どもたちの経年的な結果を見ることが大切と思うが、そこは、どう工夫しているのか。

**(構成員)**

中学校3年生を対象に、小学校6年生時の学力・学習状況調査結果との比較分析を行うとともに、光市と全国、山口県の結果もそれぞれ比較している。経年の比較分析は特に重要視している。

**(構成員)**

特別な支援や配慮が必要な児童生徒について、本市では「光っ子教育サポート事業」として支援員を各学校に配置されているが、どのような方が支援員として配置されているのか。

**(構成員)**

特別な支援や配慮が必要と考えられる児童生徒数が近年、増加の傾向にあるが、これは、子どもたちの状況が変わったというより、教職員をはじめ保護者など、我々大人の子どもへの理解が進み、専門性が高まってきたことが要因のひとつだと考えている。支援員については、より専門性が必要であることから、教育職員免許状を持った方や元教員、これから教員を目指す方等に支援員としてお願いしている。

**(構成員)**

学校の適正規模・適正配置に関して、研修等により小中一貫校についても学んできたところであるが、人口が減少し、行財政改革が進められるなか、本市においてもそうした方向性について、大綱等を策定していくうえで考えていく必要があるのではないか。

(構成員)

今後、大綱等を策定するなかでも考えてみたい。

(構成員)

本市の現状では、教育の内容、質、中身に重点において施策を進めているところである。小中学校は、単なる施設ではなく、地域における重要な施設として、その在り方については、市及び地域全体で考えていく必要がある。今後の「光市立学校の将来の在り方検討会議」において、その方向性について検討していきたいと考えているが、その内容については、改めて報告したい。

(構成員)

本市の特色ある教育（2学期制やコミュニティ・スクール事業等）について、より多くの教職員の方にご理解いただきたいと考えている。優秀な教職員の育成を目指すとともに、一方では、本市に優秀な人材、教職員の方に赴任いただき、本市の教育に携わってもらうことが重要であると考えている。

(構成員)

2学期制については、現在、山口大学教育学部附属山口及び光小中学校と光市で実施している。コミュニティ・スクール事業においては、県内100%の設置を目指しているなか、本市の取り組みについて教職員の関心、評価も高いと聞いている。是非、本市に赴任したいと多くの教職員の方に思っただけのよう、今後も努力していく必要がある。

(構成員)

教職員の育成に併せて、優秀な教職員を本市に呼び込むことが重要である。

#### (イ) 教育の振興に関する大綱の策定について

教育の振興に関する大綱の策定について、教育委員会事務局 教育総務課より、その要旨について説明。

**【質疑・意見等】**

(構成員)

大綱を策定していくうえで、光市総合計画との整合性はどのように考えられるか。

(教育委員会 事務局)

光市総合計画においては、平成28年度末をもって満了し、平成29年度から次期光市総合計画がスタートする予定となっている。大綱の策定において次期光市総合計画との整合性を図っていくことは重要であると考えている。

(構成員)

教育振興基本計画について、現在どのような状況にあるか。

(構成員)

本市においては、光市総合計画の教育に関する事項について、本市教育振興基本計画に代えることで対応しており、別途策定はしていない。しかしながら、今後大綱を策定していくことを踏まえ、その大綱を基本、柱とした、教育振興基本計画の策定が必要ではないかと考えている。

(構成員)

全国的には、様々なかたちによって既に大綱を策定している自治体、また総合計画や教育振興基本計画等の内容をもって大綱に代えている自治体もある。本市はどのように対応していくのがよいか。

(構成員)

本市においては、次期総合計画の内容を踏まえ、大綱を策定していく必要があり、今後、総合計画、大綱を踏まえた教育振興基本計画の策定が必要ではないか。

(構成員)

大綱のかたちや内容については、どのように考えていくべきか。

(構成員)

本市が目指す子ども像については、現在、教育委員会の教育方針として「ふるさと光市をこよなく愛し、夢と希望と誇りをもった子どもの育成」を掲げている。そうしたことも踏まえ、「光市の子どもたちにはこのように育てほしい」といった、誰にでも分かりやすい子ども像を盛り込む必要があるのではないか。

(構成員)

大綱と教育振興基本計画を一本化した内容のものを策定していくことは考えられるか。

(構成員)

教育振興の大きな柱として大綱があり、その大綱を具体的に実行する施策を含めた内容が教育振興基本計画である、というイメージをもっている。

(構成員)

次期総合計画と教育振興基本計画では、当然、内容が重なる部分が出てくると思われるが、本市教育を推進していくうえで、やはり教育振興基本計画は必要と考えられるし、その柱となるものが大綱であると思う。そうしたことも踏まえ、次期総合計画の策定の進行状況を踏まえつつ、同時進行で策定していくイメージである。

**(構成員)**

本日の皆さんの教育に対する様々な意見を受けて、そうした意見が反映された大綱の素案となるたたき台を用意する必要がある。

**(構成員)**

新たに稼動した学校給食センターも完成までに相当の期間を要している。ひとつの方向性として、まず本市を代表するような学校施設を実現することにより、将来の教育施設への展望を拓く。そうした進め方を望んでいる。

**(構成員)**

そのためには、まずは教育施設のあり方として、将来的な方向性、そのための計画が必要と考える。

**(構成員)**

教育は財産である。教育の推進により、本市に住みたくくなるような魅力あるまちづくりに繋げていくため、また、将来的な教育施設のあり方を検討していく上でも、大綱と次期総合計画の整合性を図ることは非常に重要である。

**(構成員)**

皆さんの意見が集約された大綱を策定することが重要であり、総合計画と整合性を図っていくことが必要と思う。

**(構成員)**

教育の主役は子どもたちである。子どもたちによりよい教育環境を整えるためにも、そうした想いのある大綱を策定していくことが重要である。光市で教育を受けた子どもたちが将来、光市に帰って活躍してもらえるよう、これからも本市の教育を充実させていく必要がある。

**(構成員)**

改めての確認として、今回の制度改革を受けて、市長は新教育長の任命及び罷免することができるのか。

**(教育委員会 事務局)**

新たな教育委員会制度においては、新教育長は市長が議会の同意を得て、任命及び罷免することができると規定されている。また、新教育長の権能がこれまで以上に大きくなることを踏まえ、新教育長の任期を市長の4年より1年短い3年とすることにより、よりチェック機能が強化されている。

**(構成員)**

教育における政治的中立性を保つためにも、新教育長の任命及び罷免には、当然に議会の同意が必要となっている。



**(構成員)**

終わりに、将来の地域の担い手として子どもたちを、本市で大切に教育し、そして、立派に育てていく必要がある。そのためにも、将来に向けた教育の方向性を示すものとしての大綱の策定は非常に重要であり、皆さんの想いのこもった大綱を策定していくことができればと考える。

**エ その他**

その他の事項等なし。

午前11時35分終了